重要事項説明書

（訪問看護・予防訪問看護サービス）

当事業者は介護保険の指定を受けています(兵庫県指定　第 2864090994 号)。
あなたに対する訪問看護・訪問リハビリ（予防を含む）サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1　事業者の表示

法人名	社会医療法人三栄会
法人所在地	兵庫県姫路市網干区和久 68 番 1
電話番号	079-272-8555
代表者名	理事長　塚崎　秀樹
設立年月日	昭和 38 年 4 月

2　事業所の表示

事業所名	ツカザキ訪問看護ステーション網干
所在地	兵庫県姫路市網干区和久 34 番地 4
電話番号	079-272-8664
	(FAX：079-272-8611)

3　事業所の責任者　藤原　香

4　事業所の目的

介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り健康で自立した日常生活を営むことが出来るよう在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続出来るように支援する事を目的として、訪問看護及び訪問リハビリテーションのサービスを提供します。

5　運営方針

事業実施にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図る。事業者は社会医療法人三栄会のもとに運営会議を設置し、事業運営上必要な事項について適時協議します。又、要支援の利用者について、居宅において、その有する能力の維持・改善を図り、自立した療養生活（健康管理等）及び日常生活を営めるよう援助する。

6　通常の事業の実施地域

① 姫路市（香寺町・夢前町・安富町・家島町を除く）、揖保郡太子町、たつの市　交通費無料
② ①以外の地域　1回500円

7　営業日及び営業時間

営業日　月曜日～土曜日　午前9時～午後5時30分とする。
但し、国民の祝日・年末年始（12月30日～1月3日）は除く。

8　従業員状況

当事業所では、ご契約者に対して訪問サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

管理者：看護師1名　（看護業務兼務）
看護師：3名以上
理学療法士等：3名以上
職務内容　　医師の指示による看護・リハビリテーション業務

9　サービス内容と料金

当事業所では、ご契約者に対して看護・リハビリテーションを提供します。

★介護保険の給付の対象となるサービス

健康相談

健康のチェックと注意点の助言・病状の観察と症状についての助言・心の健康チェック

日常生活の看護

清潔の保持、食生活の援助、排泄のケア、療養環境の整備、寝たきり・床ずれ予防のケア、散歩等の付き添い、コミュニケーションの援助、終末期の看護

リハビリテーション

体位交換、関節等の運動、日常生活での基本的な動作、身の回りの動作、言語療法（嚥下力の改善・維持、会話能力の改善・維持）日常生活の補助用具の利用相談、家族に対しての介助方法の指導

各種評価

日常生活動作評価、介護状況の評価、生活評価、家族評価、身体機能評価、福祉用具の選定評価、精神機能・高次脳機能評価

生活指導・相談

基本動作指導、家族指導、生活指導、栄養相談

精神・心理面の看護

不安な精神・心理状態のケア、日常生活自立の支援、社会生活への復帰援助
家族への支援

認知症の看護

認知症のケアと相談、悪化防止のケア、事故防止のケア

治療促進の為の看護

慢性疾患の看護、療養生活の指導・相談、留置カテーテル等の医療器具の管理、床ずれ等の創部の処置、服薬指導・管理、その他医師の指示による検査・処置

介護者の相談

あらゆる病状・介護・日常生活に関する相談、精神的支援

社会資源の使い方

市町村の在宅ケア資源、その他の保健・医療・福祉の資源

★介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

●介護保険給付の支給限度額を超えたサービス
●複写物の交付
●サービスの提供に際し、規定の交通費が発生した場合

訪問看護利用料金（介護保険）

○基本料金（1 回につき）（1 単位=10.21 円）＊午前 8 時－午後 6 時

●看護師による訪問看護（単位数）	料金の目安	
(訪問看護)		＊午前 6 時－8 時、午後 6 時－10 時　夜間・早朝 25%増額 ＊午後 10 時－午前 6 時　深夜 50%増額 ※早朝・夜間・深夜の加算は同時間に計画的な訪問を行った場合に算定
20 分未満(314 単位)	3,205 円	
30 分未満(471 単位)	4,808 円	
30 分以上 1 時間未満(823 単位)	8,402 円	
1 時間以上 1 時間半未満(1,128 単位)	11,516 円	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携(2,961 単位)	30,231 円	
定期巡回等の日割(97 単位/124 単位:要介護 5)	990 円/1,266 円	
(介護予防訪問看護)		※1 か月に 2 回目以降の緊急訪問については、早朝・夜間・深夜の加算を算定
20 分未満(303 単位)	3,093 円	
30 分未満(451 単位)	4,604 円	
30 分以上 1 時間未満(794 単位)	8,106 円	
1 時間以上 1 時間半未満(1.090 単位)	11,128 円	

●理学療法士等による訪問看護（単位数）	料金の目安	
(訪問看護) 20 分(294 単位)/回 ※1 日に 3 回を超えて訪問看護を行う場合、1 回につき所定単位数に 90/100 を乗じた単位数で算定	3,001 円	※訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、1 回につき 8 単位を減算
(介護予防訪問看護) 20 分(284 単位)/回 ※1 日に 3 回を超えて介護予防訪問看護を行う場合、1 回につき所定単位数に 50/100 を乗じた単位数で算定	2,899 円	※利用開始日の属する月から 12 月を超えて介護予防訪問看護を行った場合、1 回につき 15 単位を減算

○「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施する為に国で定められた標準的な所要時間です。

○加算料金（利用者の希望や身体の状況により提供するサービス）

加算名（単位数）	料金の目安	
(提供 1 回につき加算)		
サービス提供体制加算(Ⅰ)（6 単位）	61 円	厚生大臣が定める基準に適合
サービス提供体制加算(Ⅱ)（3 単位）	30 円	している場合に都道府県知事から指定を受けた場合に算定
(1 ヶ月に 1 回加算)		
サービス提供体制加算(Ⅰ)（50 単位）	510 円	厚生大臣が定める基準に適合
サービス提供体制加算(Ⅱ)（25 単位）	255 円	している場合に都道府県知事から指定を受けた場合に算定 (定期巡回等の利用の場合)
看護体制強化加算（Ⅰ）(550 単位)	5,615 円	医療ニーズの高い利用者への
看護体制強化加算（Ⅱ）(200 単位)	2,042 円	指定訪問看護の提供体制を強
介護予防看護体制強化加算（100 単位）	1,021 円	化した場合に算定
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）(600 単位)	6,126 円	利用者・家族等から電話等によ
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）(574 単位)	5,860 円	り看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制にある場合に加算（希望者のみ）
特別管理加算Ⅰ（500 単位）	5,105 円	特別な管理を必要とする利用
特別管理加算Ⅱ（250 単位）	2,552 円	者に対して、計画的な管理を行った場合に加算
介護職員等処遇改善加算(単位数×1.8%)		介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に左記の加算率を乗じて算定
(発生時に加算)		
長時間訪問看護加算（300 単位）	3,063 円	特別な管理を必要とする利用者に対し、1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合に算定

複数名訪問加算（Ⅰ） 30 分未満（254 単位） 30 分以上（402 単位）	 2,593 円 4,104 円	1 人で看護を行うのが困難な場合に算定（看護師等 2 名もしくは看護師等と看護補助者の場合あり）
看護・介護職員連携強化加算(250 単位)	2,552 円	特定行為業務が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員等に対する助言等の支援を行った場合に算定
ターミナルケア加算（2,500 単位）	25,525 円	一定の条件を満たした場合に利用者の死亡月に算定
口腔連携強化加算（50 単位）	510 円	歯科専門職と連携し、歯科医療機関やケアマネジャーへ情報提供を行った場合に算定
(初回に加算)		
退院時共同指導加算(600 単位)	6,126 円	退院時に訪問看護ステーション看護師等が退院時共同指導を行った場合に算定
初回加算（Ⅰ）(350 単位) 初回加算（Ⅱ）(300 単位)	3,573 円 3,063 円	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して算定

※利用者負担額は上記金額の 1 割～3 割または 4 割（介護保険負担割合による）

○ご契約者が、まだ要介護認定をうけてない場合、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払いといいます) また、保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなる場合、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、姫路市の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受ける事が出来ます。

○介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

○利用料金のお支払いは､1 か月毎に計算し､翌月(基本 27 日)に口座振替でお支払頂きます。

訪問看護利用料金（医療保険）

基本料金(訪問看護基本療養費　＋　訪問看護管理療養費　＋　訪問看護物価対応料１)

訪問看護基本療養費Ⅰ 週３回まで１回 週４回以降１回（看護師） 週４回以降１回（理学療法士等）	 5,550 円 6,550 円 5,550 円	訪問看護を受けようとする者に対して訪問看護指示書に基づき訪問看護を行った場合に算定
訪問看護管理療養費 毎月１日目訪問 毎月２日目以降の訪問 （イ）単一建物居住者が 20 人未満	 7,710 円 3,010 円	安全な提供体制が整備され、訪問看護基本療養費を算定している訪問看護ステーションが訪問看護計画書・報告書を主治医に提出するとともに休日・祝日等も含めた計画的な管理を継続的に行った場合に算定
訪問看護物価対応料１ 毎月１日目訪問 毎月２日目以降の訪問	 60 円 20 円	上記訪問看護管理療養費を算定している利用者につき、それぞれ所定額を算定

加算料金（月１回算定）

24 時間対応体制加算 看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合 上記以外の場合	 6,800 円 6,520 円	必要時の緊急訪問に加えて、営業時間外における利用者・家族への指導等による日々の状況の適切な管理といった対応やその体制整備がある場合に算定（希望者のみ）
特別な管理を必要とする利用者のうち重症度等の高い利用者 特別な管理を必要とする利用者	5,000 円 2,500 円	一定の条件を満たし、実施に関する計画的な管理を行った場合に算定
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、質の高い訪問看護を提供した場合に算定
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	1,050 円	訪問看護ステーションに勤務する幅広い職員の人材確保及び賃金改善のための加算
訪問看護医療情報連携加算	1,000 円	当訪問看護ステーションと連携する保険医療機関の保険医、薬剤師、管理栄養士、介護支援専門員又は相談支援専門員当であって、ICT 技術を用いて記録した診療情報等を活用し、計画的な管理を行った場合に算定

発生時に加算

緊急訪問看護加算 月 14 日目まで 月 15 日目以降	 2,650 円 2,000 円	利用者・家族等の求めに応じて診療所又は在宅支援病院の主治医の指示により緊急の訪問を行った場合に算定
退院時共同指導加算	8,000 円	主治医の属する保健医療機関、その他に入院する利用者、家族に対して看護師等が療養上の指導を行った場合に算定
特別管理指導加算	2,000 円	退院後特別な管理が必要な者に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して算定
退院支援指導加算	6,000 円	主治医が必要であると認めた場合に退院する日に看護師等が在宅での療養指導を行った場合に算定
早朝・夜間加算　（午前 6 時-午前 8 時） （午後 6 時-午後 10 時） 深夜加算　（午後 10 時-翌 6 時）	 2,100 円 4,200 円	利用者の求めに応じて訪問看護を行った場合に算定
複数名訪問看護加算 同一建物内（1 人・2 人まで） 同一建物内（3 人以上）	 4,500 円 4,000 円	同時に複数の看護師等による看護が必要な者として、同時に他の看護師等又は看護補助者と同時に訪問看護を行うことについて利用者又は家族等の同意を得て訪問看護を行った場合に算定
難病等複数回訪問看護加算 1 日 2 回訪問 同一建物内 1 人・2 人まで（3 人以上） 1 日 3 回以上訪問 同一建物内 1 人・2 人まで（3 人以上）	 4,500 円 (4,000 円) 8,000 円 (7,200 円)	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者・特別訪問看護指示書期間の利用者に対して必要に応じて訪問した場合に算定
長時間訪問看護加算	5,200 円	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要するものに対して 1 回の訪問が 90 分を超えた場合について週 1 回に限り算定
訪問看護ターミナルケア療養費 1 ※厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者及び家族と話し合いを行い、本人の意思決定を基本に他の関係者と連携すること	25,000 円	訪問看護基本療養費を算定するべき訪問看護を行っている場合にその利用者に対して主治医の指示により、その死亡日及び、死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、かつ訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明したうえで行った場合に算定

看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	訪問看護ステーションの看護師が、登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者と連携し、医師の指示のもとに行われる行為が円滑に行われるよう支援を行った場合に算定
訪問看護情報提供療養費 1 訪問看護情報提供療養費 3	1,500 円 1,500 円	利用者の同意を得て市町村等、義務教育諸学校、保健医療機関等のいずれかに訪問看護の状況等の情報を提供した場合に算定
遠隔死亡診断補助加算	1,500 円	看護師が情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に算定

＊利用者負担額は上記金額の０～３割（医療保険の負担割合による）

１０　サービス提供手順

① 在宅療養中の方で本人または、家族が訪問看護・リハビリテーションを希望され、その主治医が訪問看護を必要と認め指示書を発行された場合。
② 要介護認定を受け、介護サービス計画を立てられ、依頼があった場合。

１１　記録の保管について

ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保存すると共に、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。但し、コピー代は有料となります。

１２　損害賠償

サービスの提供により、当事業所に責任がある賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行います。

１３　損害保険の加入について

当事業所では、万が一の事故発生に備えて、訪問看護事業者総合補償制度に加入しています。

契約内容

・対人・人格権侵害共通　　：１名・1 事故につき 150,000,000 円
・医療行為に起因する事故について
　　：保険期間中　　450,000,000 円
・対物　　：１事故につき　　10,000,000 円

ご契約者の請求に応じて、情報開示致します。

１４　秘密の保持

介護保険法の規定に基づき、正当な理由なく、知り得た情報について、決して他に漏らしません。

１５　苦情・相談窓口

当事業所の訪問看護･リハビリテーションサービス提供に関する相談･苦情を承ります。

電話番号:　　079-272-8664
FAX:　　079-272-8611
対応時間:　　午前 9:00～午後 5:30(月曜日～土曜日)
担当責任者:　藤原　香

その他、次の公的機関においても苦情申出等できます。

姫路市　介護保険課　　姫路市安田４丁目１番
（電話）　079-221-2923

※上記以外のご住所の場合は、各市町村介護保険課にてできます。

兵庫県国民健康保険団体連合会(国保連)
神戸市中央区三ノ宮町 1-9-1-1801
(センタープラザ内)
（電話）　078-332-5617

１６　担当者の変更

① 利用者は、選任された職員の交替を希望する場合、当該訪問看護師・理学療法士等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師・理学療法士等の交替を申し出る事が出来ます。
② 事業者は、訪問看護師・理学療法士等の交替により、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

１７　高齢者虐待防止

事業所は、要介護者等の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとします。
事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとします。

１８　緊急時の対応方法

利用者の主治医又は､事業者の協力医療機関への連絡を行い､医師の指示に従います。
緊急連絡先に連絡いたします。　※別紙参照

１９　利用サービスの取り消し

前営業日の午後５時（営業終了時間）までに連絡してください。
取り消し料は徴収いたしません。

２０　契約の解約

① 利用者は、事業者に対して 7 日前までに通知することにより、この契約を解約することが出来ます。※解約料は、徴収いたしません。
② 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して１ヶ月以上の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することが出来ます。
③ 事業者は、利用者又はその家族が事業者や看護師・理学療法士等に対して以下の事由や、本契約継続し難いほどの背信行為を行なった場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。
 1）利用者及びその関係者から事業所従業者への暴行､脅迫その他の暴力行為を受けた場合
 2）利用者及びその関係者から性的・威圧的な言動その他ハラスメント行為を受けた場合
 3）その他の契約を継続することが困難な事情があると事業所が判断した時

④ 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - 利用者が介護保健施設に入所、あるいは病院に入院した場合
 - 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - 利用者が死亡した場合

２１　サービス提供計画

① 事業者は、契約に係わる居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の個別の居宅サービスに係わる看護・リハビリテーション計画を作成するものとします。
② 事業者は、利用者に係わる居宅サービス計画が作成されてない場合でも、個別サービス計画の作成を行ないます。その場合に事業者は、利用者に対して、居宅支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
③ 事業者は、個別サービス計画について、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

２２　身分証明書の携行

訪問看護師・理学療法士等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者及び家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

２３　重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じる場合は、利用者にその内容を通知します。

２４　重要事項説明の確認

重要事項説明書を交付して口頭で説明し、利用者および家族の同意が得られたことを確認することとします。

２５　契約の締結

同意が得られた後、契約書に署名・捺印をする事によって契約が締結します。

【　別紙　】

医療保険の場合

【特別な管理を必要とする利用者のうち重症度等の高い利用者】

1 回/1 月あたり（5,000 円）

- 在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている
- 在宅気管切開患者指導管理を受けている
- 気管カニューレを使用している状態にあるもの
- 留置カテーテルを使用している状態にあるもの

【特別な管理を必要とする利用者】

1 回/1 月あたり（2,500 円）

- 在宅自己腹膜還流指導管理
- 在宅血液透析指導管理
- 在宅酸素療法指導管理
- 在宅中心静脈栄養法指導管理
- 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- 在宅自己導尿管理
- 在宅人工呼吸指導管理
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- 在宅自己疼痛管理指導管理
- 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態
- 人工肛門また人工膀胱を留置している状態
- 真皮を超える褥瘡の状態
- 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

＊利用者負担額は上記金額の０～３割（医療保険の負担割合による）

介護保険の場合

【特別管理加算Ⅰ】**1 回 500 単位/1 月あたり**

- 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている
- 在宅気管切開患者指導管理を受けている
- 気管カニューレを使用している
- 留置カテーテルを使用している

【特別管理加算Ⅱ】**1 回 250 単位/1 月あたり**

- 在宅自己腹膜灌流指導管理
- 在宅血液透析指導管理
- 在宅酸素療法指導管理
- 在宅中心静脈栄養法指導管理
- 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- 在宅自己導尿指導管理
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- 在宅自己疼痛管理指導管理
- 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を留置している状態
- 真皮を超える褥瘡の状態
- 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

＊利用者負担額は上記金額の 0 ～ 3 割（介護保険の負担割合による）

※緊急時対応先

利用者の主治医　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属医療機関の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

協力医療機関

医療機関の名称　　ツカザキ病院

（所在地）姫路市網干区和久 68 番 1　電話番号　079-272-8555

協力医療機関

医療機関の名称　　三栄会広畑病院

（所在地）姫路市広畑区夢前町 3 丁目 1 番地 1　　電話番号　079-230-0008

緊急連絡先　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

昼間の連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

夜間の連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この重要事項は、令和元年 6 月 1 日施行する。

改定　令和元年 10 月 1 日　改正 令和 2 年 1 月 25 日　改定 令和 2 年 4 月 1 日
改正　令和 2 年 9 月 1 日　改定 令和 3 年 4 月 1 日　改正 令和 5 年 2 月 1 日
改定　令和 6 年 6 月 1 日　改正 令和 6 年 7 月 1 日　改定 令和 7 年 10 月 1 日
改定　令和 8 年 6 月 1 日

【重要事項説明確認欄】

令和　　年　　月　　日

当事業所は、契約者に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、契約者に対して本書面に基づいて上記重要説明事項を説明しました。

訪問看護サービス事業所

住所　姫路市網干区和久 34 番地 4

名称　ツカザキ訪問看護ステーション網干

説明者　　藤原　香

私は、本書書面に基づいて上記重要事項の説明を受けました。

私は、訪問看護サービスの提供開始に同意します。

契約者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約者の家族(代理人又は立会人)

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

同意書

私は、下記事項を確認の上、同意します。

『個人情報の使用』について

記

1. 使用目的：利用者のための居宅サービス計画書に沿って円滑にサービス提供をするために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者の連絡調整において必要な場合
2. 使用する事業者の範囲：利用者の利用する（利用予定も含む）事業者
3. 使用する期間：介護サービス契約締結時より契約終了時まで
4. 条件：個人情報の提供は必要最小限とし、情報の提供にあたっては関係者以外の者にもれることのないように細心の注意をはらうこと

『訪問看護ステーションにおける理学療法士等による訪問の見直し』について

記

1. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成します。その作成にあたっては訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態変化に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価等を行います。
2. 当ステーションの看護師は、少なくとも概ね 3 か月に 1 回程度は定期的に訪問いたします。利用者の体調に変化等があった場合、主治医のご指示や利用者等のご希望があれば、3 か月に 1 回程度に限らず、時間調整の上訪問いたします。
3. 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものです。

『利用者への説明・同意等に係る見直し』について

記

1. 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとします。
2. 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びこの同意書をもって、様式から押印欄を削除します。

以上

令和　　年　　月　　日

利用者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者家族氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　続柄（　　）